

令和8年度
豊中市指定障害福祉サービス
事業者等集団指導
【全サービス共通】

豊中市 福祉部 福祉指導監査課 障害事業者係

〈目次〉

1. 集団指導の受講方法
2. 集団指導と運営指導
3. 業務管理体制の整備と届出
4. 令和6年度の改正点ほか
5. モデル様式集（豊中市・大阪府ホームページ）

1. 集団指導の受講方法

集団指導の受講方法

- (1) 豊中市ホームページに掲載している、**動画及び資料を確認**する。
- (2) 事業所内で職員への**周知研修を実施**する。
- (3) 電子申込システムにより、**アンケートに回答**する。

※アンケートの回答には、集団指導の実施通知に同封している「受講票」に記載の「受講番号」が必要になります。

集団指導の受講は、アンケートの回答により確認します。
回答したことが確認できない事業所については未受講とみなし、個別指導を行います。
※令和7年度に未受講による個別指導を実施しています。集団指導受講後、必ずアンケートの回答を行ってください。

2. 集団指導と運営指導

※集団指導と運営指導の概要について、まとめています。ご参照ください。

集団指導

【集団指導の対象及び実施方法】

- (1) 集団指導は、原則として、毎年度の4月1日現在指定を受けている全ての障害福祉サービス事業者等を対象とする。※令和8年度は5月1日現在指定を受けている事業者を対象としています。詳細は実施通知をご確認ください。
- (2) 集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、その費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者又は障害児虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について、講習等の方法、又はオンライン等の活用による動画の配信等により行う。
- (3) 集団指導は、あらかじめ実施日時、指導内容等を定め、原則として実施日の概ね3週間前までに当該障害福祉サービス事業者等に文書により通知する。オンライン等を活用して実施する場合は、上記に関わらずあらかじめ資料の確認期限を定めて通知するものとする。

(令和8年度豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導実施方針より)

運営指導

【運営指導の実施方法】

- ① 運営指導の実施に際しては、実施に係る根拠法令、目的、実施日時、実施場所、指導担当者、出席者及び準備すべき書類等を、「運営指導の実施及び関係書類の事前準備について」（以下「運営指導実施通知」という。）により、あらかじめ対象の障害福祉サービス事業者等に文書により通知する。
ただし、指導対象となる事業所において障害者又は障害児に対する虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合など、市長が緊急を要するものと判断した場合は、指導開始前に通知することにより運営指導を行うことができる。
- ② 運営指導の実施に当たり、障害福祉サービス事業者等から事前に関係書類等の提出を求める必要がある場合は、運営指導実施通知において当該書類等の提出を求めることを付記するものとする。
- ③ 運営指導は、原則として2名以上の職員で行う。
- ④ 運営指導の時間は、原則として、あらかじめ通知した実施時間を超えないものとするが、運営指導の進捗状況により、あらかじめ通知した実施時間を超過することが予想される場合は、当該障害福祉サービス事業者等の同意を得て、実施時間を延長することができる。なお、実施時間の延長の同意が得られないときは、運営指導を中断しその日以降において市長が定める日に、運営指導を再開するものとする。
- ⑤ 運営指導は、原則、実地において、当該障害福祉サービス事業者等から事前若しくは当日に提出を受け又は閲覧に供された書類等を基に説明を求め、面談方式で行う。施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができるものとする。
また、指定等の基準に違反する若しくは自立支援給付対象サービス等の内容又はその費用の請求について過誤等が確認された場合若しくはその疑いがある場合等で必要なときは、当該障害福祉サービス事業者等の同意を得て当該事実を確認する書類等の写しの提出を求めることができる。

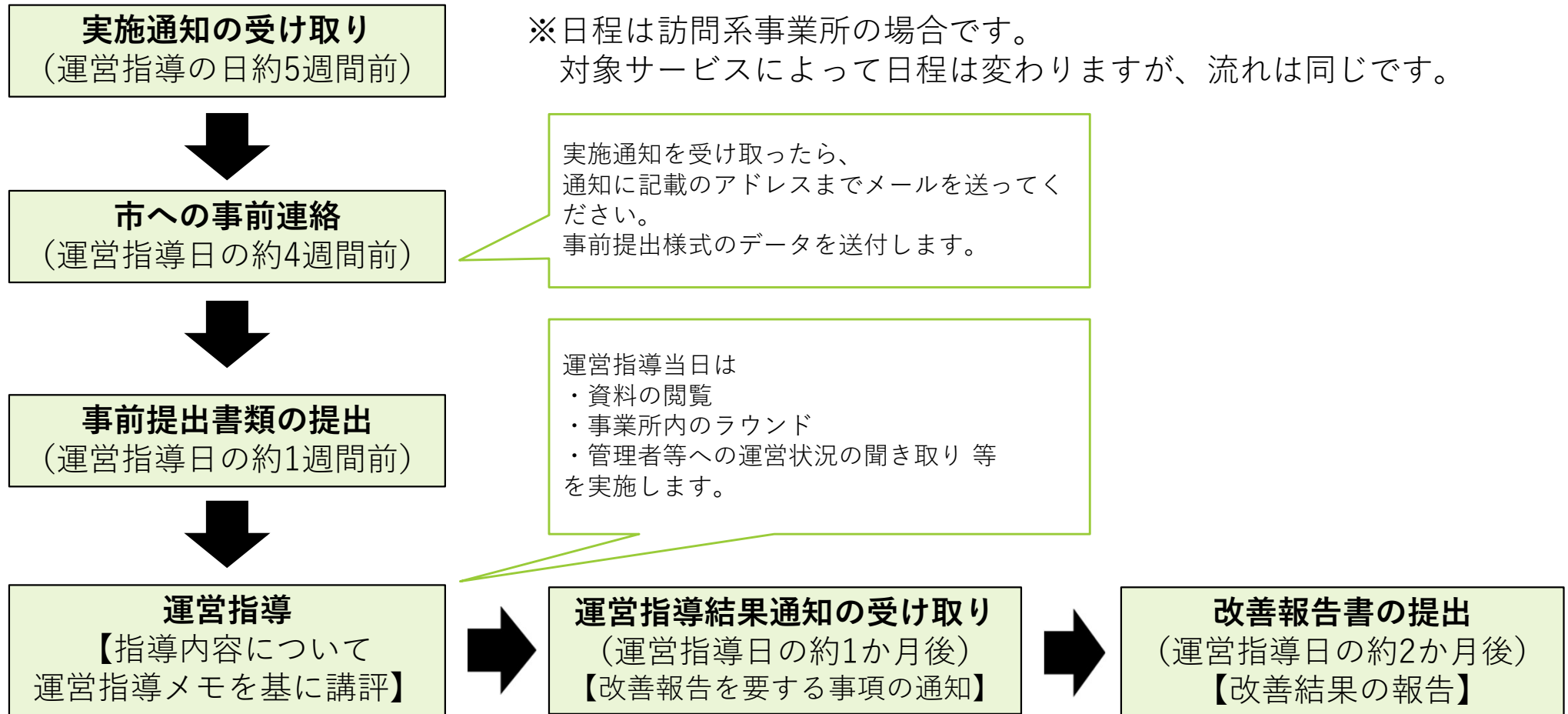
（令和8年度豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導実施方針より）

【運営指導後の措置】

- (1) 運営指導においては、運営指導員が当日の指導内容等について運営指導メモを作成し、障害福祉サービス事業者等に対して、その内容を講評する。
- (2) 運営指導結果については、原則としてこの運営指導メモの事項を精査した上、該当する運営基準等の項目、根拠法令等改善を要する事項及び改善すべき内容を明示し、市長の定める日までに「運営指導改善報告書」（以下「改善報告書」という。）の提出により、改善状況を報告させるものとする。改善報告書には、改善状況が確認できる挙証資料の添付を義務付ける。改善等が確認できない場合は、必要に応じて追加資料等の提出及び管理者等からの説明を求めるなど、改善・是正措置の徹底を図ることとする。
- (3) 運営指導において、自立支援給付対象サービス等の内容若しくはその費用の算定又はその請求に過誤が確認されたときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、当該事例の他、自立支援給付対象サービス等を行った全ての事例に関して、自主的に点検（以下「自主点検」という。）させるとともに、当該自主点検の結果、過誤が確認されたときは、過誤調整等による返還を行うよう指導する。過誤調整の額等は改善報告書において報告させるものとする。
- (4) 上記に関わらず、正当な理由なく、市長が定める日までに改善を行わない場合及び改善報告書と異なった内容等が判明した場合は、当該改善指摘事項を重点として速やかに監査を実施する。

（令和8年度豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導実施方針より）

運営指導の基本的な流れ



【参照】 集団指導参考資料『指定障がい福祉サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図』

要綱・要領・実施方針等の掲載場所

[トップページ](#) > [市政情報](#) > [条例・規則等](#) > [要綱一覧](#) > [福祉部](#) > [福祉指導監査課要綱一覧](#)

福祉指導監査課要綱一覧

× ポスト

f シェア

LINEで送る

ページ番号：934762897 更新日：2026年5月8日

障害福祉サービス事業者等

要綱

- [豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱 \(PDF：104KB\)](#)
- [豊中市指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱 \(PDF：68KB\)](#)

要領

- [豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導実施要領 \(PDF：89KB\)](#)
- [豊中市指定障害福祉サービス事業者等監査実施要領 \(PDF：118KB\)](#)
- [豊中市指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領 \(PDF：126KB\)](#)

【参照】 [集団指導](#) [参考リンク『福祉指導監査課要綱一覧』](#)

3. 業務管理体制の整備と届出

※定期的に、各事業所運営法人に対して一般検査を実施していますが、必要な届出がされていないケースが散見されます。
次ページからの内容をご確認いただき、改めて貴事業所の業務管理体制の整備と届出状況をご確認ください。

業務管理体制の整備と届出について

- 平成24年4月1日から、障害者（児）施設・事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事務所又は施設の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。
- また、平成27年4月から、事業所又は施設の所在地が一の指定都市（大阪市又は堺市）の区域にのみ所在する場合は、「届出先」はそれぞれ指定都市（大阪市又は堺市）となりました。さらに、平成31年4月からは、事業所又は施設の所在地が一の中核市の区域にのみ所在する場合は、「届出先」はそれぞれの中核市となっています。

※ただし、障害児入所施設については、法人が同一の指定都市のみで運営している場合は、「届出先」が大阪市又は堺市となります。

【参照】 集団指導参考資料『業務管理体制の整備と届出について』

根拠条文と該当サービス

業務管理体制の届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

※ 障害者総合支援法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

根拠法	条文	事業者の種類	該当サービス
障害者総合支援法	第51条の2	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・同行援護・療養介護・生活介護・短期入所・障害者支援施設・共同生活援助・宿泊型自立訓練・自立生活援助・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労選択支援・就労移行支援・就労移行支援（養成施設）・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援
	第51条の31	指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者	計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援
児童福祉法	第21条の5の26	指定障害児通所支援事業者	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援
	第24条の19の2	指定障害児入所施設等の設置者	福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設
	第24条の38	指定障害児相談支援事業者	障害児相談支援

業務管理体制の内容と届出先

1. 事業者が整備する業務管理体制

事業所等の数 : 1以上 20未満	事業所等の数 : 20以上 100未満	事業所等の数 : 100以上
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
	法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
		自主監査の実施

2. 業務管理体制の整備に関する事項の届出先 (所管)

区分	届出先(所管)
指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部 企画課監査指導室)
特定相談支援事業又は障がい児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長 (障がい福祉担当課)
事業所又は施設の所在地が一の指定都市(大阪市又は堺市)又は中核市(高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市又は寝屋川市)のみの区域にのみ所在する事業者 ※ただし、障がい児入所施設については、法人が同一の指定都市のみで運営している場合は、「届出先」が大阪市又は堺市となります。	指定都市：大阪市又は堺市 中核市：高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市 (障がい福祉担当課)
上記以外の事業者	大阪府知事 (福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導グループ)

よくある質問

- Q 法人代表者を変更した場合は業務管理体制の変更届が必要か。
- A 法人代表者を変更した場合は業務管理体制の届出事項となりますので、障害福祉サービス事業者の変更届とは別に、業務管理体制の変更届をお願いします。
- Q 既に障害者総合支援法上の業務管理体制の届出は行っている。今回、児童福祉法に基づく事業所の新規指定を受けたが、届出は必要か。
- A 必要です。届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。また、**本市で事業所を追加開設した場合も届出が必要**です。一般検査時に届出がされていない事例が散見されますので、法人においてご確認ください。
- Q 同一建物（敷地にて、居宅介護と重度訪問介護事業所を運営している。その場合の事業所数の数え方は1で良いか。
- A 事業所の数え方はサービス数で数えますので、居宅介護と重度訪問介護を運営していれば事業所数は「2」となります。（児童福祉法に基づく放課後等デイサービスと児童発達支援についても「2」となります。）
- Q 事業所の追加開設や事業廃止に伴い所管が変更になるが、変更に関する届出はどのように対応すれば良いか。
- A 業務管理体制届出書の項目1～6に必要事項をご記入いただき、所管変更前の行政機関と所管変更後の行政機関に送付してください。
（本市の届出書の様式は、本市ホームページに掲載しています。）

4. 令和6年度の改正点ほか

- ・ 情報公表未報告減算
／障害サービス等事業者の経営情報の見える化への対応等
- ・ 業務継続計画の策定等
- ・ 衛生管理等：感染症対策
- ・ 身体拘束等の適正化
- ・ 虐待の防止
- ・ 設置と定期的開催が必要な委員会

**※報酬の減算に係る内容が多く含まれています。
運営指導での指導事例がある項目でもありますので、改めてご確認下さい。**

情報公表未報告減算

○概要

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

・ **所定単位数の10%を減算**

対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設

・ **所定単位数の5%を減算**

対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

○減算期間・対象者

法第76条の3第1項*の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。

※「法第 76 条の 3 第 1 項」

指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害者支援施設等の設置者（以下この条において「対象事業者」という。）は、指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下この条において「情報公表対象サービス等」という。）の提供を開始しようとするとき、その他主務省令で定めるときは、主務省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報（その提供する情報公表対象サービス等の内容及び情報公表対象サービス等を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして主務省令で定めるものをいう。第八項において同じ。）を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

○参考

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL.1（令和 6 年 3 月 29 日）問 19～21

留意点 障害サービス等事業者の経営情報の見える化への対応等

経営情報の見える化への対応

○令和7年8月29日から基本情報、運営情報に加え**経営情報**の報告が追加

経営情報の報告について

- 経営情報（各年度決算情報）についても、**報告がなされなかった場合は、情報公表未報告減算の対象**となりますので、必ず年度ごとに報告（システムへの入力）を行ってください。
- 未報告の場合は、報告期限翌月から減算の対象となります。

⇒次のページから国の関係資料を掲載していますので、ご参照ください。

障害福祉サービス等情報公表制度の施行について【改正概要】 (障害サービス等事業者の経営情報の見える化への対応等)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課長通知
(令和7年9月1日)

通知改正の趣旨

- 2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と障害福祉現場における人材不足の状況、新興感染症等による障害福祉サービス等事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の障害福祉サービス等経営実態調査を補完する必要がある。
 - このため、「経営情報」(障害福祉サービス等事業者経営情報)の収集及びデータベースを整備し、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設する。
- ⇒ 障害福祉サービス等事業者経営情報の見える化の対応について、介護分野での取組状況も踏まえつつ、「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」(平成30年4月23日)を一部改正し、通知を发出。

通知改正の主な項目

- 指定障害福祉サービス等の種類の追加
 - ・ 指定就労選択支援
- 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告について
 - ・ 報告の単位
 - 「サービス単位」、「事業所単位」、「法人単位」のいずれかの方法で報告
 - ・ 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告内容【必須】※別添参照
 - ① 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
 - ② 事業所・施設の収益及び費用の内容
 - ③ 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
 - ④ その他必要な事項
 - ・ 報告の開始
 - 毎会計年度終了後
 - ・ 報告の期限
 - 毎会計年度終了後、3月以内
 - ※ 令和7年度(令和6年度決算情報)については令和7年度末までの報告で可
- 障害福祉サービス等事業者経営情報の公表について
 - ・ 右記「経営情報の公表方法」を参照
- 従業者に関する情報の報告【都道府県等が任意設定】
 - ・ 職種別の給与(給料・賞与)及びその人数等

経営情報の公表方法

- 都道府県知事の公表方法
 - 報告内容について、当該情報を調査及び分析した内容(グルーピングした分析結果)を公表(情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計・公表が可能)
 - 厚生労働大臣による公表
 - ・ 経営情報データベースの開発・整備
(独)福祉医療機構の運営するWAMNET上に構築)
 - ・ 全国の情報(グルーピングした分析結果)を公表
(情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計・公表)
- ※ 介護分野と同様に、都道府県知事・厚生労働大臣がグルーピングした分析結果を公表(集計・公表にあたっては、情報公表システム上の経営情報データベースを活用)するが、その詳細については、今後、通知等で周知予定

業務継続計画の策定等

◆基準を満たしているか、ご確認ください

1. 業務継続計画の策定

- 感染症や災害に備えて、**感染症発生時と自然災害発生時の2種類の業務継続計画**を策定すること。
- 各項目の記載内容については、以下のガイドライン参照。
 - 「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」
 - 「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

2. 従業員への業務継続計画の周知、研修及び訓練の実施

- 研修を年1回以上、定期的に実施すること。
 - →別途、新規採用時にも実施することが望ましい。
- 訓練（シミュレーション）を年1回以上、定期的に実施すること。
 - →役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等
 - **※いずれも、記録を必ず作成し、保存しておいてください。**
 - 【記録の内容例】実施日時、場所、参加者（欠席者への対応を含む）、実施内容 等

3. 定期的な業務継続計画の見直し、必要に応じた計画の変更

- 一度策定した後も、定期的に計画の内容を見直し、必要に応じて変更すること。

⇒基準を満たしていない場合は、業務継続計画未策定減算の対象

1. 感染対策委員会の開催

- 感染対策委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知すること。
 - 【3ヵ月に1回以上】療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A・B）、共同生活援助、障害者支援施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
 - 【6ヵ月に1回以上】居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援
- **※議事録を必ず作成し、保存しておいてください。**
- **【議事録の内容例】開催日時、場所、参加者、検討内容 等**
- 専任の感染対策を担当する者（感染対策担当者）を決めておくこと。

2. 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針（感染対策マニュアル等）を整備すること。

3. 研修及び訓練の実施

- 研修を年1回以上、定期的実施すること。
 - 別途、新規採用時にも実施することが望ましい。
- 訓練（シミュレーション）を年1回以上、定期的実施すること。
 - 役割分担の確認、感染対策をした上での支援の演習等
- **※いずれも、記録を必ず作成し、保存しておいてください。**
- **【記録の内容例】実施日時、場所、参加者（欠席者への対応を含む）、実施内容 等**

身体拘束等の適正化（身体拘束等の有無に関わらず必須）

1. 身体拘束適正化検討委員会の開催

- 身体拘束適正化検討委員会を年1回以上定期的に開催し、その結果を従業者に周知すること。
- ※議事録を必ず残しておくこと。
- 【議事録の内容例】開催日時、場所、参加者、検討内容 等
- 専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくこと。

2. 身体拘束等の適正化のための指針の整備

- 身体拘束等の適正化のための指針（身体拘束適正化マニュアル等）を整備すること。

3. 研修の実施

- 身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上、定期的を実施すること。
- ※記録を必ず残しておくこと。
- 【記録の内容例】実施日時、場所、参加者（欠席者への対応を含む）、実施内容 等
- ※介護サービス等と一体的に運営している事業所については、障害分野に関する
- 身体拘束等適正化研修を行っていることがわかるようにしておくこと。

⇒基準を満たしていない場合は、身体拘束廃止未実施減算の対象

虐待の防止

◆基準を満たしているか、ご確認ください

1. 虐待防止委員会の開催

- ・虐待防止委員会を年1回以上定期的に開催し、その結果を従業者に周知すること。
- ・※議事録を必ず作成し、5年間保存すること。
- ・【議事録の内容例】開催日時、場所、参加者、検討内容 等

2. 研修の実施

- ・虐待の防止のための研修を年1回以上、定期的実施すること。
- ・→別途、新規採用時にも必ず実施すること。
- ・※記録を必ず残しておくこと。
- ・【記録の内容例】実施日時、場所、参加者（欠席者への対応を含む）、実施内容 等
- ・※介護サービス等と一体的に運営している事業所については、障害分野に関する虐待防止研修を行っていることがわかるようにしておくこと。

3. 虐待防止担当者の設置

- ・1、2の措置を適切に実施するための担当者（サービス管理責任者等）を置くこと。
- ・※担当者を置いていることがわかる書類を整備しておくこと。

⇒基準を満たしていない場合は、虐待防止措置未実施減算の対象

設置と定期的開催が必要な委員会

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会
- 虐待防止委員会
- 身体拘束適正化検討委員会

○各種委員会の委員が誰かが確認できない事例がありました。

⇒各種指針に委員構成を位置付ける、または委員会の名簿を作成するなど、事業所（または法人）でそれぞれの委員会を設置していることが分かるよう、記録を保管してください。

○基準を満たす頻度で委員会を開催されていることが確認できない事例がありました。

⇒委員会ごとに切り分けて会議録を作成するなど、それぞれの委員会が基準を満たす頻度で開催し、そのことが確認できるように記録を保管してください。

※虐待防止委員会と身体拘束適正化検討委員会は一体的に設置し、委員を兼務することができますが、その場合でも、基準を満たす頻度でそれぞれの委員会を開催し、そのことが分かる記録を作成してください。

5. モデル様式集

(豊中市・大阪府ホームページ)

※インターネットにおける届出関係様式やサービス提供における関係様式などの掲載場所をまとめています。ぜひ、ご活用ください。

モデル様式の掲載場所（豊中市ホームページ）

【障害福祉サービス】新規指定様式

トップページ ⇒ 健康・福祉・医療 ⇒ 障害者福祉 ⇒ 障害者福祉（事業者向け） ⇒ 指定障害福祉サービス事業 ⇒ 該当サービス ⇒ 新規指定

【障害福祉サービス】関連モデル様式集（ページ番号：502212400）

トップページ ⇒ 健康・福祉・医療 ⇒ 障害者福祉 ⇒ 障害者福祉（事業者向け） ⇒ 指定障害福祉サービス事業 ⇒ サービス共通のお知らせ ⇒ 指定障害福祉サービス事業関連モデル様式集

【移動支援】新規指定様式・参考様式（ページ番号：733640844）

トップページ ⇒ 健康・福祉・医療 ⇒ 障害者福祉 ⇒ 障害者福祉（事業者向け） ⇒ 地域生活支援事業 ⇒ 移動支援・通学支援 ⇒ 新規指定

モデル様式の掲載場所（豊中市ホームページ）

【障害児通所支援】新規指定様式（ページ番号：661181527）

トップページ ⇒ 子育て・教育 ⇒ 事業者向け情報 ⇒ 発達支援・療育の事業者のみなさまへ ⇒ 障害児相談支援・通所支援事業者指定申請（新規・更新・変更届等） ⇒ 通所支援
⇒ 各種様式について【指定障害児通所支援】

【障害児相談支援】新規指定様式（ページ番号：174516010）

トップページ ⇒ 子育て・教育 ⇒ 事業者向け情報 ⇒ 発達支援・療育の事業者のみなさまへ ⇒ 障害児相談支援・通所支援事業者指定申請（新規・更新・変更届等） ⇒ 相談支援
⇒ 各種様式について【指定障害児相談支援】

【障害児通所支援】様式集（ページ番号：601780062）

トップページ ⇒ 子育て・教育 ⇒ 事業者向け情報 ⇒ 発達支援・療育の事業者のみなさまへ ⇒ 障害児通所支援に係る様式集（事業所用）

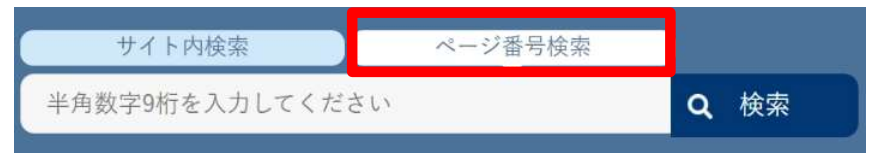
【参考】 ページ番号検索（豊中市ホームページ）



The screenshot shows the top navigation bar of the Toyonaka City website. The search bar is located in the center, with the text "キーワード・ページ番号検索" above it. The search bar has two input fields: "キーワードから探す" and "ページ番号検索". The "ページ番号検索" field is highlighted with a red box. Below the search bar, there are several news items and a "Pickup トピックス" section. The "Pickup トピックス" section includes a "熱中症" (Heatstroke) warning and a "みんなであそぼう! みづいのとよなか" (Let's play together! Mizui no Toyonaka) project announcement.

各ページに付番されている
9桁のページ番号から検索できます。
「ページ番号検索」を選択し、
検索ボタンを押してください。

豊中市ホームページのトップページにて、
ページ番号検索が可能です。
ぜひご活用ください。



This close-up shows the search bar options. The "ページ番号検索" (Page Number Search) option is highlighted with a red box. Below the search bar, there is a text input field with the placeholder "半角数字9桁を入力してください" (Please enter 9-digit alphanumeric characters) and a search button labeled "検索".

モデル様式の掲載場所（大阪府ホームページ）

【障害福祉サービス】新規指定様式

トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 障がい者福祉 ⇒ 障がい福祉等の総合案内
⇒ 障がい福祉サービス指定事業者のページ ⇒ 新規指定関係様式 ⇒ 新規指定関係様式

【障害福祉サービス】モデル様式等

トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 障がい者福祉 ⇒ 障がい福祉等の総合案内
⇒ 障がい福祉サービス指定事業者のページ ⇒ 申請・届出に関する取扱い ⇒ 事業者様式ライブラリー

【相談支援事業】モデル様式等

トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 障がい者福祉 ⇒ 地域生活支援課からのご案内
⇒ 相談支援専門員のみなさまへ

【障害児支援】新規指定様式

トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 障がい者福祉 ⇒ 障がい福祉等の総合案内
⇒ 障がい児支援指定事業者のページ ⇒ 様式ダウンロード ⇒ 様式ダウンロード（指定関係書類）

【障害児支援】モデル様式等

トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 障がい者福祉 ⇒ 障がい福祉等の総合案内
⇒ 障がい児支援指定事業者のページ ⇒ 申請・届出に関する取扱い ⇒ 事業者様式ライブラリー